

社 労 連 第 1 8 1 号
平成 2 4 年 4 月 1 0 日

都道府県社会保険労務士会会長 殿

全国社会保険労務士会連合会
会 長 金 田 修
(公 印 省 略)

児童手当拠出金の率の変更について

平素は、当連合会の事業運営にご協力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標題の件に関しまして、厚生労働省年金局事業管理課長より別紙のと
おり情報提供がございました。

つきましては、貴会におかれましては、業務ご多忙の折大変恐縮ではござい
ますが、本件につき会員の皆様への周知を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本件は連合会ホームページ「会員専用ページ」に掲載しておりますこ
とを申し添えます。

(担当：業務部企画課)



別紙

事務連絡
平成24年4月4日

全国社会保険労務士会連合会会長 殿

厚生労働省年金局事業管理課長

児童手当拠出金の率の変更について

標記について、別添のとおり、日本年金機構事業管理部門担当理事あて通知を発出しましたのでお知らせいたします。

年管管発0404第2号

平成24年4月4日

日本年金機構事業管理部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業管理課長



児童手当拠出金の率の変更について

平成24年度における児童手当拠出金の率が変更されることについて、別添のとおり雇用均等・児童家庭局長から通知されたので、遺漏のないよう取り扱われたい。

第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法の規定による拠出金の徴収に関する事務をつかさどる。

附則第五条を附則第六条とし、附則第四条を附則第五条とし、附則第三条の次に次の一条を加える。

第四條 雇用均等・児童家庭局は、第十条各号に掲げる事務のほか、当分の間、子ども手当に関する事務（附則第六条第二項に規定するものを除く。）をつかさどる。

2 雇用均等・児童家庭局が成職環境課は、第九十七号各号に掲げる事務のほか、当分の間、前項に規定する事務をつかさどる。

平成二十四年度における平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用する児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法並びに児童手当法に基づき一般事業主から徴収する拠出金に係る拠出金率を定める政令をここに公布する。

御名 御璽
国事行為臨時代行名

平成二十四年三月三十一日

政令第四百十四号

平成二十四年度における平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用する児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法並びに児童手当法に基づき一般事業主から徴収する拠出金に係る拠出金率を定める政令

内閣は、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用する児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法並びに児童手当法に基づき、この政令を制定する。

附則 第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用する児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法並びに児童手当法に基づき、この政令を制定する。

この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

御名 御璽
国事行為臨時代行名

平成二十四年三月三十一日

福島復興再生特別措置法施行令をここに公布する。

厚生労働大臣 小宮山洋子
内閣総理大臣 野田 佳彦
内閣総理大臣 野田 佳彦

政令第四百十五号
福島復興再生特別措置法施行令
内閣は、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第二十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

一 原子力災害対策特別措置法（平成二十四年法律第二十四号）の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

二 原子力災害対策特別措置法の施行令（平成十九年政令第三十号）の一部を次のように改正する。

（施行期日）
この政令は、公布の日から施行する。

（独立行政法人住宅金融支援機構法施行令（平成十九年政令第三十号）の一部を次のように改正する。）

第七号第一項第三号イ中「災害復興建築物」の下に「若しくは原子力災害対策特別措置法（福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第二十四条に規定する原子力災害対策特別措置法をいう。）を「貸付け」の下に（福島復興再生特別措置法第二十四条の規定によるものを除く。）を加える。」

府 令

内閣総理大臣 野田 佳彦
国土交通大臣 前田 武志

○内閣府令第二十一号
内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）及び内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）を実施するため、内閣府本府組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

内閣府本府組織規則の一部を改正する内閣府令
内閣府本府組織規則（平成十三年内閣府令第一号）の一部を次のように改正する。

第一号中「政令」の下に（平成二十三年政令第九十号）を加え、同条第四項中「跡地利用促進室」を「跡地利用推進室」に改め、同条第五項中「跡地利用促進室」を「跡地利用推進室」に改める。

この府令は、平成二十四年四月一日から施行する。

○内閣府令第二十二号
沖振復興特別措置法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十三号）及び沖振復興における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律（平成二十四年法律第十四号）の施行に伴い、並びに内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）第三十八条第四項の規定に基づき、沖振復興事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

沖振復興事務局組織規則の一部を改正する内閣府令
沖振復興事務局組織規則（平成十三年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

一 振興開発計画の作成に関する事務のうち、駐留軍用地跡地の利用の推進に関すること。

二 振興開発計画の推進に関する事務のうち、駐留軍用地跡地の返還に係る跡地利用の推進に関すること。

附則第二号第一項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成三十四年三月三十一日」に、沖振復興における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律（平成二十四年法律第十四号）の規定による駐留軍用地の返還に関すること」を「沖振復興における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成十七年法律第二十二号）の規定による駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関すること」に改める。

附則第五号第二項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成三十四年三月三十一日」に改める。